

第五十三回帝國議會
衆議院

日本銀行特別融通及損失補償法案外一件委員會會議錄(速記)第三回

會議

昭和二年五月八日(日曜日)午後一時五十三分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 町田 忠治君

理事川崎 克君 理事岩切 重雄君

理事鈴木富士彌君 理事山本 芳治君

理事木暮武太夫君

淺川 浩君

山田 道兄君

中原德太郎君

丸山 五郎君

服部 英明君

加藤十四郎君

由谷 義治君

中村啓次郎君

櫻内 幸雄君

沼田嘉一郎君

森 肇君

堀切善兵衛君

山内確三郎君

山口恒太郎君

高橋熊次郎君

秋田寅之介君

石原正太郎君

中島 守利君

湯淺 凡平君

同日委員佐藤實君橋本喜造君辭任ニ付其ノ補闕トシテ同日中原德太郎君與村千藏君ヲ議長ニ於テ選定セリ

出席國務大臣左ノ如シ

內閣總理大臣兼 男爵田中 義一君
外務大臣 大藏大臣 高橋 是清君

鐵道大臣 小川 平吉君

海軍大臣 岡田 啓介君

陸軍大臣 白川 義則君

商工大臣 中橋德五郎君

內務大臣 鈴木喜三郎君

文部大臣 三土 忠造君

農林大臣 山本悌二郎君

逓信大臣 望月 圭介君

司法大臣 原 嘉道君

出席政府委員左ノ如シ

內閣書記官長 鳩山 一郎君

內閣拓殖局長 成尾 基雄君

法制局長官 前田 米藏君

朝鮮總督府財務局長 草間 秀雄君

臺灣總督府總務長官 後藤 文夫君

財務局長 富田 松彦君

外務參與官 植原悦二郎君

內務政務次官 武藤 金吉君

內務參與官 加藤久米四郎君

大藏政務次官 大口 喜六君

大藏參與官 山口 義一君

大藏省主計局長 河田 烈君

同 理財局長 富田勇太郎君

同 銀行局長 松本 脩君

陸軍政務次官 竹内友治郎君

海軍政務次官 內田 信也君

司法政務次官 濱田 國松君

司法參與官 黑住 成章君

文部政務次官 山崎達之輔君

文部參與官 安藤 正純君

農林政務次官 東 武君

農林參與官 砂田 重政君

農林省農務局長 石黑 忠篤君

商工政務次官 吉植庄一郎君

逓信政務次官 秋田 清君

逓信參與官 向井 倭雄君

鐵道政務次官 上野安太郎君

鐵道參與官 志賀和多利君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

日本銀行特別融通及損失補償法案(政府提出)

臺灣ノ金融機關ニ對スル資金融通ニ關スル法律案(政府提出)

付託議案

日本銀行特別融通及損失補償法案(政府提出)
臺灣ノ金融機關ニ對スル資金融通ニ關スル法律案(政府提出)

○町田委員長 昨日ニ引續キマシテ是ヨリ開會致シマス、今日ハ大體ノ質問ガ終了致シマシタ故ニ、茲ニ討論ヲシマシテ、本案ノ委員會ノ決定ヲ見テ、直ニ本會ニ報告スル順序ニ致シタイト思ヒマス、御意見ノアル方ハ御發言ヲ願ヒマス

○小川委員 私ハ日本銀行特別融通及損失補償法案ニ少シノ修正ヲ加ヘタイト思ヒマス、第一條「日本銀行ハ銀行ヨリ其ノ預金(定期積金ヲ含ム)ノ支拂準備ニ充ツル爲メ資金融通ノ請求アリタル場合ニ於テ財界ノ安定ヲ圖ル爲メ必要アリト認ムルトキハ之ニ對シ手形割引ノ方法ニ依リ大藏大臣ノ定ムル特別融通ヲ爲スコトヲ得」此中「銀行ヨリ」ト云フノハ休業銀行ヲ含メテ解スルノガ至當ト思ヒマスカラシテ、茲ニ其疑義ヲ避ケル爲メ明文ヲ加ヘタイト思フノデアリマス、而シテ趣旨ハ此開業中ノ銀行ニ融通ヲスル外ニ、休業銀行デアッテ、將來營業繼續ノ見込アルモノニモ本條ヲ適用致シマシテ、特別融通ヲスル、サウ云フコトニシタイト思フノデアリマス、而シテ尙ホ此特別融通ヲ爲スニ當リマシテハ、日本銀行ガ特別融通審査會ノ議ヲ經テ之ヲ爲スト云フコ

トニスルノガ穩當ヲラウト思フノデアリマシテ、之ヲ法文ノ上ニ立テ、置キタイノデアリマス、サウシテ特別融通審査會ノ組織權限ハ勅令デ定メルト云フヤウナ趣旨デ修正ヲシタイノデアリマス、法文ノ修正案ハ左ノ通りニシタイノデアリマス、日本銀行特別融通及損失補償法案中左ノ通り修正ス、第一條「日本銀行ハ」ノ下ニ「現ニ預金ノ拂戻停止中ニ非サル」ヲ挿入シ、第一項ノ次ニ左ノ三項ヲ追加ス、現ニ預金ノ拂戻停止中ノ銀行ニシテ將來營業繼續ノ見込アルモノニ付テハ前項ノ規定ヲ適用ス、日本銀行ガ前二項ノ特別融通ヲ爲スニ付テハ特別融通審査會ノ議ヲ經ルコトヲ要ス、特別融通審査會ノ組織及權限ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム、茲ニ「現ニ預金ノ拂戻停止中ニ非サル」ト云フノハ開業中ノ銀行、營業中ノ銀行ト云フコトヲ法律ノ言葉デ斯ウ云フ風ニ表ハスノガ至當ダト思フデアリマス、是ハ銀行法ニアリマスル所ノ文句ヲ此處ニ使フタノデアリマス、第二項ニ於キマシテハ、所謂休業銀行デ將來營業繼續ノ見込アルモノハ矢張特別融通ヲスル、斯ウ云フ意味デアリマス、詳細ノ理由ハ本會議デ之ヲ述べルコトニ致シマシテ、此處デハ申上ゲマセヌ、臺灣ノ金融機關ニ對スル資金融通ニ關スル法律案ハ、原案ノ通りニ賛成シヤウト思ヒマス、尙此兩案ニ付キマシテ希望條件ヲ附

シテ置キタイト思フノデアリマス、第一ハ、「日本銀行特別融通及損失補償法並臺灣ノ金融機關ニ對スル資金融通ニ關スル法律ノ運用ニ付テハ政府ハ損失補償ヲ減少スルニ努ムルコト」第二ハ「日本銀行カ特別融通ヲ爲ス場合ニ於ケル割引歩合ハ國債以外ノ擔保貸付歩合以上タルコト」第三ハ「日本銀行カ不動産ヲ見返リトシテ融通スルニ際シテハ成ルヘク其ノ手續ヲ簡捷ニスルコト」第四ハ「信用組合中員外預金ハ其ノ制度並機能ニ於テ貯蓄銀行ト同一視スヘキモノナルニ依リ產業組合中央金庫ヲシテ特別融通ノ途ヲ開ク爲政府ニ於テ機宜ノ處置ヲ執ルコト」是ハ私ハ時間ノアリマセヌ爲ニ別ニ説明ヲ致シマセヌ、何レ本會議ニ於テ同僚カラ話スコトニナラウト思ヒマス、是ダケヲ以テ修正且ツ希望條件ヲ附シテ兩案ヲ賛成シタイト思ヒマス

○堀切委員 賛成ノ意見ヲ述ベタイト思ヒマスガ……

○町田委員長 今修正ノ意見ガ湯淺君カラアルサウデゴザイマスカラ、ソレヲ先ニシタ方ガ順序ガ宜カラウト思ヒマス

○湯淺委員 私ハ本案ニ對シテ一ツノ修正ヲ加ヘタイト思ヒマス、日本銀行特別融通及損失補償法案中左ノ通り修正ス、第一條中「日本銀行ハ銀行」ノ次ニ「又ハ產業組合中央金庫」ヲ加フ「(定期積金)」ノ次ニ「其ノ

他」ヲ加フ「認ムルトキハ」ノ下ニ「第四條ノ契約ニ因リ」ヲ加フ、第二條中「一年」ヲ「六箇月」ニ改ム、第三條中「十年」ヲ「五年」ニ改ム、第四條ニ左ノ二項ヲ加ヘ第一項ヲ第三項ニ、第二項ヲ第四項ニ繰下ク、本法ニ依リ特別融通ヲ受ケントスル者ハ政府ニ對シ特別融通金額ノ百分ノ七ノ割合ニ相當スル保證料ヲ支拂フコトヲ要ス、次ニ、本法ニ依リ特別融通ヲ受ケタル者其ノ融通ヲ受ケタル日ヨリ五年以内ニ特別融通金額ノ全部又ハ一部ノ辨濟ヲ爲シタルトキハ日割計算ヲ以テ前項ノ保證料ノ拂戻ヲ受クルコトヲ得、第六條ヲ左ノ如ク改ム、第四條ノ保證料ノ收入、拂戻並ニ政府ノ負擔スベキ損失補償ノ支拂ハ一般會計ト區分シテ之ヲ整理ス、第七條ヲ左ノ如ク改ム、前條ノ特別會計ノ收入金ハ日本銀行ヲシテ之ヲ運用セシムルコトヲ得、第八條削除、斯様ニ修正致シタイト思ヒマス、而シテ斯ノ如ク致シマスレバ銀行ト名ノ附ク者ハ預金支拂ノ準備ヲ爲ス所ノ融通ヲ受ケルコトガ出來ルノミナラズ、中央、地方ノ信用組合モ亦其恩惠ニ均霑スルコトガ出來マスカラ、隨テ臺灣ノ金融ニ關スル資金融通ニ關スル法律案ハ必要ノナイモノト認メマシテ、之ニハ反對ヲ致シマス、委細ノ理由ハ本會議ニ於テ述ベサシテ戴キタイト思ヒマス

○鈴木委員 私ハ小川郷太郎君ノ修正說ニ

賛成ヲ致ス者デアリマス、小川君カラ提案サレマシタ所ノ修正ハ要スルニ三ツノ項目ニ歸著スルノデアリマス、第一ニハ第一條中ニ銀行ト云フ文字ガアルガ、是ハ不明デアルカラ之ヲ明確ナラシムルコト、第二ニハ休業中ノ銀行ニ付テモ亦救済ヲスルコト、第三ニハ特別融通審査會ヲ權威アル機關タラシムルコト、此三ツノ點ニ歸著スルト思ヒマス、此委員會ニ懸ケラレマシタ所ノ二ツノ案ニ付キマシテハ、種々ノ議論ガアリマス、尙ホ色々論ズベキ點モアリマスケレドモ、今日ノ財界ハ全ク緊急狀態トモ言フベキ境遇ニ落チテ居ルノデアリマスカラ、此際餘リ多ク論議スルコトヲ避ケマシテ、殊ニ緊要ト認メル第一條ダケヲ只今申シタヤウナ三點ノ項目ヲ明確ナラシムル爲ニ修正ヲ加ヘルト云フコトハ機宜ノ處置ダト思ヒマスルカラ、私ハ賛成ノ意ヲ表シマス

○堀切委員 私モ小川君ノ修正ニ賛成ヲ致ス者デアリマス、其理由ハ小川君ノ御修正ハ政府提出案ノ趣旨ト異ル所ナク、唯、益、法文ノ解釋ヲ明確ニ致シタルモノト認メマスルニ依ッテ、之ニ賛成ヲ表スルノデアリマス、希望條件ノ方ハ唯、一點私共ハ金利ノ點ニ付キマシテハ小川君ト多少意見ヲ異ニ致シマス、金利ハ政府ノ考ヨリモ高ク致サナイ方ガ宜シイ、斯ウ云フ希望ヲ私共ハ

表明致シマス

○町田委員長 一寸堀切君ニ委員長ガ報告

スルコトノ爲ニ承テ置キタイガ、慥カ大蔵

省カラ出マシタ省令案カ何カノ中ニハ、初

メハ國債ト同様ノ金利デアルガ、之ヲ切換

ヘ切換ヘスル間ニ高クスルト云フ意味ガ

アツヤウニ思ヒマスガ、其意味ニモ御反對

デアリマスガ、一番初メノ時ハ安クスルダ

ケノ意味デゴザイマスガ、委員長ガ報告ノ

都合上堀切君ニ一ツ伺テ置キタイ

○堀切委員 ソレハ最初ノ點デアリマス

○町田委員長 サウスルト二番目カラハ上

デルト云フコトニハ御同意デアリマスガ

○堀切委員 二番目カラモ出來ルダケ上デ

ナイ方ガ宜イト云フ希望デアリマス

○長田委員 私ハ希望條件ノ第四ニ付テ

伺テ見タイノデスガ、希望條件ノ第四ハ員

外預金ガ唯、特別融通ニ依リ救済サルト

云フ御希望ノヤウニ、アノ明文デハ拜見サ

レルノデアリマスガ、員内預金モソレニ含

マレテ居ルト云フ意味デアリマセウカ、此

場合確メテ置キタイ

○川崎委員 ソレハ私カラ申上デマス、此

信用組合ノ中デ信用組合相互ノ組織ノ中ニ

アツテ、組合員相互ノ間ニ融通シ合フモノ

ハ、今ノ希望條件ノ中ニハ何等ナイノデア

リマス、組合外ノ預金ヲ取扱フモノニシテ、

貯蓄銀行條例ノ支配ヲ受クルモノ、之ニ對

シテハ特別融通ノ途ヲ開カナケレバナラヌ

ト云フデアリマス

○町田委員長 大抵討論ハ……

○川崎委員 討論終結ノ前ニ當リマシテ、

此修正案竝ニ希望條件等ニ對シマスル政府

ノ所見ヲ此場合承テ置キタイト存ジマス

○小川國務大臣 政府ト致シマシテハ、原

案ヲ適當ナリト信ジテ提出致シマスノデゴ

ザイマスカラ、成ルベク原案ノ通過ヲ希望

致シテ居ルノデゴザイマスルケレドモ、衆

議院ニ於テ多數ヲ以テ御修正ノ如ク御決議

ニナリマスレバ、政府ト致シマシテハ其御

決議ヲ尊重スル考デゴザイマス、左様御承

知ヲ願ヒマス

○奏委員 私モ此修正案ニ賛成スル者デア

リマスガ、希望條件ニ付キマシテハ、堀切

君ノ意見ニ賛成スルモノデアリマス

○町田委員長 湯淺君ノ修正動議ニ對シテ

ハ如何デゴザイマスガ、ドナタカ、賛成者

ガゴザイマセヌカ

〔賛成シマス〕ト呼フ者アリ

○町田委員長 ソレデハ大體此處デ討論終

結トシテ決議ニ入リタイト思ヒマスガ、御

異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○町田委員長 ソレデハ先ヅ第一ニ湯淺君

ノ修正意見ニ對シテ決議ヲ致シタイト思

ヒマス、湯淺君ノ修正意見ニ御同意ノ方ノ

起立ヲ望ミマス

〔賛成者起立〕

○町田委員長 少數——次ニ小川君ノ先ヅ

法文ニ對スル修正案ニ對シテ決議ヲ致シマ

スガ、小川君ノ第一條ニ對スル修正案ニ對

シテ御同意ノ諸君ノ起立ヲ願ヒマス

〔賛成者起立〕

○町田委員長 多數——次ニ小川君カラ提

出サレタ四箇條ノ希望條件ニ對シマシテ決

議ヲ致シタイト思ヒマスガ、希望條件ノ或

モノニ對シテハ御異論モアリマスルガ故

ニ、便宜ノ爲ニ四箇條ノ條件ヲ別々ニ御問

ヒシタ方ガ却テ宜カラウト思ヒマス

〔賛成〕ト呼フ者アリ

○町田委員長 詳シクハ小川君カラ話サレ

マシタガ、希望條件四箇條ノ中ニ、政府ノ

努力ニ依ッテ成ルタケ此損失補償ヲ減少ス

ルコトニ努ムルト云フ、此希望條件ニ御賛

成ノ諸君ノ起立ヲ願ヒマス

〔賛成者起立〕

○町田委員長 多數ト認メマス、第二ハ御

異論ガアル箇條デアリマスルガ故ニ希望條

件ノ原文ヲ朗讀致シマス「日本銀行カ特別融

通ヲ爲ス場合ニ於ケル割引歩合ハ國債以外

ノ擔保貸付歩合以上タルコト」、之ニ對シテ

ハ政友會ノ方ミカラ御意見ガアツヤウニ

思ヒマスルカラシテ、茲ニ此希望條件ニ御

賛成ノ方ノ起立ヲ望ミマス

〔賛成者起立〕

○町田委員長 多數——第三「日本銀行ガ

不動産ヲ見返リトシテ融通スルニ際シテハ

成ルベク其ノ手續ヲ簡捷ニスルコト」此提

案ニ對シテ別ニ御異論ハアリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○町田委員長 御異議ガナケレバ左様ニ致

シマス、次ニ第四ノ箇條ニ對シテモ御異論

ガアルヤウデアリマスカラ讀ミマス「信用

組合中員外預金ハ其ノ制度並機能ニ於テ貯

蓄銀行ト同一視スベキモノナルニ依リ、産

業組合中央金庫ヲシテ特別融通ノ途ヲ開ク

爲政府ニ於テ機宜ノ處置ヲ執ルコト」此箇

條ニ御賛成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

〔賛成者起立〕

○町田委員長 多數ヲ以テ決定致シマシ

タ、今ノ修正以外ノコトハ、全部原案賛成

ト認メテ御差支アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○町田委員長 其通り決シマス、臺灣ノ金

融機關ニ對スル資金融通ニ關スル法律案

ハ、何レカラモ修正其他反對ノ意見ガ出マ

セヌカラ——

〔反對ガアリマス〕ト呼フ者アリ

○町田委員長 私ハ二案ヲ一括シテ議題ニ

供シタ積リデアリマシタガ、或ハ徹底シナ

カタカモ知レマセヌガ、然ラバ臺灣ノ金融

機關ニ對スル資金融通ニ關スル法律案ヲ議

題ト致シマス、是ニ對シテ御意見ガアレバ此際御發議ヲ願ヒマス

〔先刻述ベマシタ〕ト呼フ者アリ〕

○町田委員長 此案ニ對シテハ湯淺君ヨリ否決ノ動議ガゴサイマシタガ、別ニ御賛成ノ方ガナカッタカト思ヒマスガ、如何デスカ

〔一人アリマス〕ト呼フ者アリ〕

○町田委員長 御賛成ガアレバ湯淺君ノ否決ノ動議ニ御賛成ノ方ノ起立ヲ願ヒマス

〔賛成者起立〕

○町田委員長 起立一人——念ノタメ本案ニ御同意ノ方ノ起立ヲ願ヒマス

〔賛成者起立〕

○町田委員長 大多數デゴザイマス、是デ此二案ハ終了致シマシタ

○川崎委員 チョット念ノ爲ニ確メテ置キタイノデアリマスガ、後ノ臺灣ノ金融機關ニ關スル法律案ニ關聯シマシテ、前ニ決議セラレタル所ノ希望條項ノ中デ、臺灣ノ方ノ中ニモ希望條項ニ入ルモノガアルノデアリマス、ソレハ矢張決ヲ御採リニナラナケレバナラヌト思ヒマス

○町田委員長 成タケ損失ヲ少クスル方デスナ

〔兩案ニ對スル希望條項〕ト呼フ者アリ〕

○町田委員長 委員長ハ少シ申シヤウガ足

ナカッタガ左様ニ考ヘテ居リマス

○川崎委員 其點ヲ確メテ置キマス

○町田委員長 此處デ此兩案ガ委員會ニ於テ決定ヲ見マシタ、一昨日以來委員諸君ノ非常ナル御盡力ニ依リ茲ニ二案ノ決定ヲ見マシタノハ、私トシテ感謝ノ至リニ堪ヘマセヌ、茲ニ厚ク御禮ヲ申述ベマス〔拍手〕

午後二時十九分散會